

# アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法)

国会提出日：平31. 2. 15 成立日：平31. 4. 19 施行日：令元. 5. 24

## 1. 総 則

- 目 的 ▶ アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現  
※「先住民族であるアイヌの人々」と記載し、先住民族としての認識を示す
- 基本理念 ▶ アイヌの人々の民族としての誇り、自発的意思の尊重 等

## 2. アイヌ施策の総合的・効果的な推進

【政府】基本方針の策定

【市町村】アイヌ施策推進地域計画の作成

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- 認定計画に記載された事業の実施に対して  
交付金を交付

法律の特例措置等

- 国有林野における林産物の採取に関する特例
- 伝統的儀式等のためのさけの採捕に関する配慮
- 地域団体商標の出願に係る手数料・登録料の減免

<基本的な考え方>

- アイヌの人々が抱える様々な課題を解決
- そのため、これまでの福祉・文化政策に加え、  
地域・産業・観光振興も含めて総合的かつ  
継続的にアイヌ政策を推進

## 3. 民族共生象徴空間の管理に関する措置

- ▶ 民族共生象徴空間の管理の委託、入場料等の徴収に関する措置 等



民族共生象徴空間

## 4. 推進体制の構築

- ▶ アイヌ政策推進本部（本部長：内閣官房長官、本部員：関係大臣）の設置 等



アイヌ民族の伝統舞踊(リムセ)

## アイヌ施策推進法における人権に係る規定について

### ○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (抄)(平成三十一年法律第十六号)

(基本理念)

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

### ○アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(抄) (令和元年9月6日閣議決定)

#### 2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

##### (2)人権に関する事項について

- アイヌの人々に対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第4条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進、民族共生象徴空間(以下「ウポポイ」という。)において、来場者にアイヌの衣食住、舞踊、工芸等を体験してもらうことを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について国民の理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなどの措置を講ずる。

# アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（概要） （令元. 9. 6閣議決定）

※アイヌ施策推進法第7条に基づき閣議決定

- 1 **アイヌ施策の意義及び目標に関する事項**（法第7条第2項第1号関係）
  - ・ 先住民族であるとの認識の下、未来志向の施策推進の重要性
  - ・ 歴史的事実の受け止め
  - ・ 全国的視点による施策推進の必要性
  - ・ 施策目標として共生社会の実現を目指す 等
  
- 2 **政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針**（法第7条第2項第2号関係）
  - ・ アイヌ施策の総合的かつ効果的な実施
  - ・ 差別への対応、国民理解の促進
  - ・ 国、地方公共団体及び指定法人の連携  
（国、都道府県が密接に連携し、市町村への交付金の交付や法律の特例措置の円滑な運用に努めること 等） 等
  
- 3 **民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項**（法第7条第2項第3号関係）
  - ・ アイヌ文化振興のための拠点としてのウポポイの役割
  - ・ 来場者目標（年間100万人）
  - ・ 指定法人への適切な指揮監督 等
  
- 4 **アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項**（法第7条第2項第4号関係）
  - ・ 地域計画の認定基準、認定手続（アイヌの人々の要望を市町村事業に反映させること 等）
  - ・ 認定された計画の進捗状況の把握及び効果の検証 等
  
- 5 **その他アイヌ施策の推進のために必要な事項**（法第7条第2項第5号関係）
  - ・ 国、地方公共団体等の連携の強化 等